パートナーシップ宣誓により利用できる行政サービス

●宣誓を行わなければ利用できないサービスです。

宣誓したことを種名する書類の提出や提示が必要です。 (詳しくは問い合わせ先にお聞きください。)

令和7年10月1日時点

区分	制度・サービス名	概要・利用方法	受領証等 の提示	問い合わせ先
住居	市営住宅の入居申込	・パーナーと市営住宅に入居できます。 ※その他収入要件等を満たす場合に限ります。	要	都市計画課 Tel 0827-59-2168
介護	介護保険被保険者証 等の再発行申請	・介護保険被保険者証等の再発行 申請の際、パートナーが代理申請 の場合でも窓口で受領できます。	要	地域介護課 Tel 0827-59-2144
	家族介護用品支給券 の申請	・要介護4または5で非課税世帯のおおむね65歳以上の寝たきり高齢者である方を在宅介護している場合、そのパートナーが申請することができます。(支給品:おむつ、おむつカバー)	要	
災害	り災証明	・パートナーが本人の代わりに代理申請できます。 ※身分証明書が必要です。	要	(災害) 危機管理課 TEL 0827-59-2119 (火災) 消防本部 TEL 0827-53-7708
救急	傷病者搬送証明書	・パートナーが本人の代わりに代理申請できます。 ※身分証明書が必要です。	要	消防本部 Tel 0827-53-7708